

障害児入所施設に係る報酬・基準について 《論点等》

1. 福祉型障害児入所施設

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4.3:1以上
- ・主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

- 主として知的障害児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 435～740単位
- 主として自閉症児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 571～735単位
- 主として盲児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 419～679単位
- 主としてろうあ児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 418～675単位
- 主として肢体不自由児を入所させる施設(利用定員に応じた単位を設定) 681～715単位

■ 主な加算

児童発達支援管理責任者専任加算(7～148単位)
→ 児童発達支援管理責任者を専任で配置している場合に加算。

小規模グループケア加算(240単位)
→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)
→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 188(国保連平成29年4月実績)

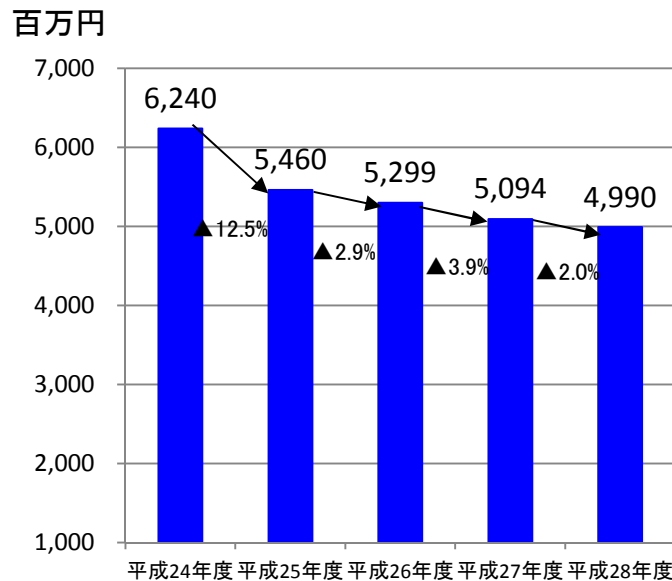
○ 利用者数 1,526(国保連平成29年4月実績)

福祉型障害児入所施設の現状

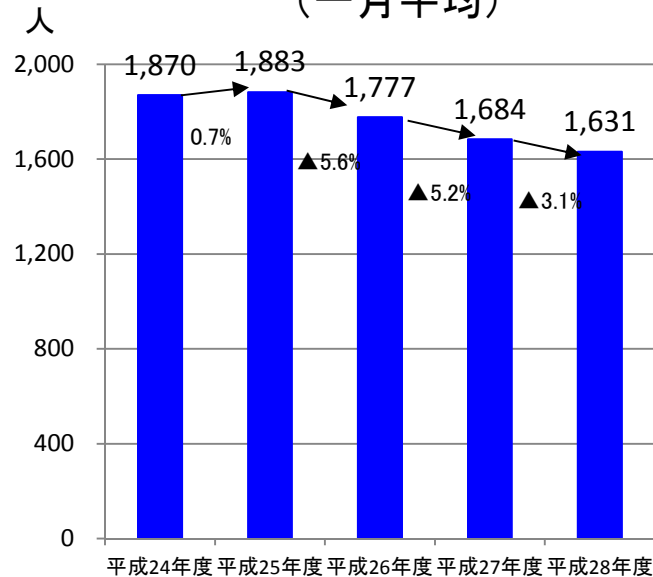
【福祉型障害児入所施設の現状】

○総費用額、利用児童数は減少傾向にある。

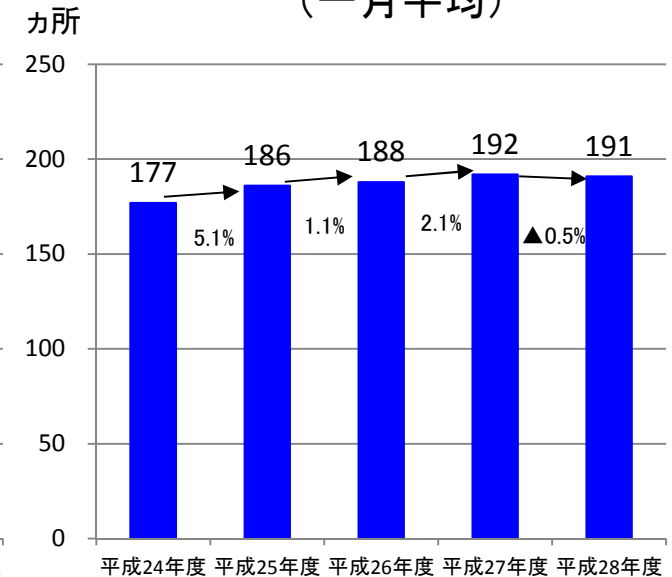
総費用額の推移



利用児童数の推移 (一月平均)



請求事業所数の推移 (一月平均)



関係団体ヒアリングにおける主な意見

| No | 意見等の内容 | 団体名 |
|----|--|-------------------|
| 1 | ○家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員等が専従で対応できる職員配置が必要である。 | 日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 |
| 2 | ○普通学級に通い、学習が必要な児童には、学習支援の導入が必要である。 | |
| 3 | ○現在の肢体不自由児の人員配置基準は、3、5:1となっている。乳児院から入所する幼児は3歳であっても、障害により発達年齢は1歳以下である。乳児院の1歳児の人員配置基準は、1、6:1となっている。幼児の受け入れ及び、重度・重複障害児の対応には、2、0:1の人員配置基準が必要である。 | |
| 4 | ○利用者の障害特性により、必要な職種と人員数の配置が出来ることが必要である。 | |
| 5 | ○通学支援の業務が優先され、他の業務に支障が出ないよう、職員配置基準の見直しが必要である。 | |
| 6 | ○都道府県と市町村との調整を図り、児童発達支援センター、児童発達支援事業への通所が必要である。 | |
| 7 | ○障害児入所施設の職員配置基準を、児童養護施設の配置基準の引き上げに合わせ、4:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。また、児童発達支援センターの職員配置基準についても実態に合わせて3:1以上とするとともに、それに見合った報酬単価とする必要がある。さらに、基準以上に手厚く人員を配置している障害児入所施設や児童発達支援センターに対しては、加配に応じた報酬上の評価が必要である。 | 日本知的障害者福祉協会 |
| 8 | ○障害児入所施設への入所理由のうち、「虐待・養育放棄」「保護者の養育力不足」等の保護者や家庭状況が理由となっているケースがかなりの割合を占めることから、児童への直接的支援に加えて、保護者への相談支援、家庭復帰に向けての支援、親子関係の再構築に向けての支援、児童相談所との緊密な連携、退所後の継続的な支援等が極めて重要になってきている。 ○障害児入所施設には社会的養護関係施設に配置されている家庭支援専門相談員の配置がないために、これらの業務は施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員等が行っており、十分な支援が行えていない現状があることから、被虐待児等への家庭への対応等を行う「家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)」を配置するための報酬上の評価が必要である。 | |

福祉型障害児入所施設に係る報酬・基準について

福祉型障害児入所施設に係る論点

論点1 手厚い人員配置の評価

論点2 グループホームや障害者入所施設等への移行支援

【論点1】 手厚い人員配置の評価

現状・課題

- 福祉型障害児入所施設の現行の児童指導員及び保育士の配置基準は以下のとおりとなっているが、支援の質の向上のため施設によっては、基準以上の配置がされている。しかしながら、児童発達支援事業所等と異なり、人員配置基準以上に職員を配置した場合の加算はない。

【参考：福祉型障害児入所施設の児童指導員及び保育士の配置基準】

・合計数が以下区分に応じてそれぞれに定める数

主として知的障害児を入所させる施設 障害児の数を4.3で除して得た数(定員30人以下の施設は+1)

主として盲児又はろうあ児を入所させる施設 障害児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び

障害児である少年の数を5で除して得た数(定員35人以下の施設は+1)

主として肢体不自由児を入所させる施設 障害児の数を3.5で除して得た数

・児童指導員 1人以上

・保育士 1人以上

- また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、人員配置基準の見直しや手厚い人員配置の評価について、意見・要望がされている。
- なお、現在、厚生労働科学研究事業において「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」を行っており、今後、タイムスタディ調査等により、エビデンス収集等を行うこととなっている。

論 点

- 手厚い人員配置基準の評価についてどう考えるか。

- 人員配置基準の見直しについては引き続き検討を行うこととし、今回の報酬改定では、人員配置基準以上の手厚い配置をしている場合の加配加算を検討してはどうか。

一施設・事業所数あたりの職種別の従事者数（平成27年9月30日現在）】

※平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査より

福祉型 施設・事業所数=205

| | 常勤 | 非常勤 実人数 | 非常勤 常勤換算 |
|----------------|------|------------|-------------|
| 管理者（人） | 0.8 | 0.1 | 0.1 |
| 児童発達支援管理責任者（人） | 0.9 | 0.1 | 0.1 |
| 保育士（人） | 5.5 | 0.6 | 0.5 |
| 児童指導員（人） | 8.1 | 1.4 | 1.3 |
| 指導員（人） | 0.6 | 0.2 | 0.2 |
| 作業療法士（人） | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 言語聴覚士（人） | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 理学療法士（人） | 0.2 | 0.0 | 0.0 |
| 医師（嘱託医含む）（人） | 0.2 | 1.3 | 0.1 |
| 看護師（人） | 2.2 | 0.4 | 0.2 |
| 心理士（人） | 0.2 | 0.1 | 0.0 |
| 職業指導員（人） | 0.3 | 0.0 | 0.0 |
| ケースワーカー・相談員（人） | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| 栄養士（人） | 0.7 | 0.1 | 0.1 |
| 調理員（人） | 1.4 | 0.9 | 0.5 |
| 送迎運転手（人） | 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| 事務員（人） | 1.7 | 0.3 | 0.2 |
| その他職種（人） | 1.4 | 1.2 | 0.7 |
| 合計（人） | 24.5 | 6.8 | 4.2 |

医療型 施設・事業所数=157

| | 常勤 | 非常勤 実人数 | 非常勤 常勤換算 |
|----------------|-------|------------|-------------|
| 管理者（人） | 0.9 | 0.0 | 0.0 |
| 児童発達支援管理責任者（人） | 1.2 | 0.1 | 0.0 |
| 保育士（人） | 8.0 | 0.9 | 0.7 |
| 児童指導員（人） | 8.0 | 0.6 | 0.4 |
| 指導員（人） | 4.1 | 1.2 | 0.6 |
| 作業療法士（人） | 3.7 | 0.3 | 0.2 |
| 言語聴覚士（人） | 2.2 | 0.3 | 0.1 |
| 理学療法士（人） | 5.0 | 0.4 | 0.2 |
| 医師（嘱託医含む）（人） | 4.8 | 10.1 | 1.9 |
| 看護師（人） | 49.4 | 5.7 | 6.5 |
| 心理士（人） | 1.0 | 0.5 | 0.2 |
| 職業指導員（人） | 0.1 | 0.0 | 0.0 |
| ケースワーカー・相談員（人） | 1.1 | 0.1 | 0.1 |
| 栄養士（人） | 1.6 | 0.1 | 0.1 |
| 調理員（人） | 3.8 | 1.2 | 0.7 |
| 送迎運転手（人） | 0.3 | 0.2 | 0.1 |
| 事務員（人） | 7.1 | 2.1 | 1.4 |
| その他職種（人） | 14.5 | 7.8 | 4.6 |
| 合計（人） | 116.6 | 31.6 | 15.3 |

【論点2】 グループホームや障害者入所施設等への移行支援

現状・課題

- 現行の報酬では、退所する障害児に対して、退所後の居住の場(グループホーム含む)の確保や在宅サービスの利用調整等の相談援助及び連絡調整を行った場合等に、「地域移行加算」により評価をしている。(他の社会福祉施設等に入所した場合は算定できない)
- 福祉型障害児入所施設については、障害児入所施設の基準を満たすことにより、障害者入所施設の基準を満たしているとみなすことができる規定があり、その期限は平成33年3月31日とすることとしている。それ以降、障害者入所施設として運営しない場合においては、障害児入所施設の入所者が18歳を迎えた場合には、施設を退所して地域移行や他の障害者施設に移る必要がある。

【現行の地域移行加算】

| 内容 | 加算単位数 |
|--|-----------------------|
| 退所前：退所後の生活に関する相談援助、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行う。 退所後：退所後30日以内に障害児に居宅を訪問し、障害児及びその家族に対して相談援助を行う。 | 500単位 (退所前、退所後各1回) |

論 点

- 障害福祉サービス等への移行支援についてどう考えるか。
- 支援の提供の場が不足している状況等を鑑み、地域移行加算について、他の障害者支援施設に入所した場合も評価の対象としてはどうか。この場合には、3年間に限る措置としてはどうか。

障害児入所施設の移行に関する今後の方針

【障害保健福祉関係主管課長会議(平成29年3月8日)資料抜粋】

15 障害児支援について

(4)障害児入所施設の移行について

平成22年の児童福祉法の改正(平成24年施行)において、18歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成23年10月31日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示したとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあり、現に障害児入所施設に入所している18歳以上の者が退所させられないことがないよう、障害児入所施設の指定を受けていることをもって、障害者支援施設又は療養介護の指定基準を満たすものとみなす旨などの「みなし規定」を設け、その期限を平成30年3月末とお示したところである。

これまで、障害児入所施設の移行予定状況等について障害保健福祉関係主管課長会議において示し、地域移行の促進をお願いしてきたところであるが、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等のそれぞれの状況を鑑み、今後の方針を次のとおりとする予定である。

【福祉型障害児入所施設】

福祉型障害児入所施設については、特に都市部において、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況等に鑑み、みなし規定の期限を、3年延長し、平成33年3月31日までとする。

【医療型障害児入所施設等】

平成26年の「障害児の在り方に関する検討会」報告書において、「障害児入所施設と療養介護が一体的に実施できる事業所指定の特例措置を恒久的な制度にする必要がある」とされたことから、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に、医療型入所施設と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する。

(5)都道府県と市町村が連携した移行支援

障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、都道府県と市町村は緊密な連携を図る必要がある。

特に、障害児入所支援については、都道府県と市町村は連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力しながら、今後、毎年度、継続して移行支援が図られるよう、指定障害児入所等へ入所した後から、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていくことが必要である。

このため、今般、上記の内容を障害者福祉計画及び障害児福祉計画に関する基本指針に盛り込むこととしており、都道府県及び市町村が主体となり、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等の協力を得ながら、障害児入所施設の入所児童の実態を把握しつつ、入所者の円滑な支援の移行が図れる地域支援の体制づくりを進めていきたい。

H30年問題における児童施設の定員の現状(2016日本知的障害者福祉協会緊急調査より)

調査回収数 172施設(福祉型障害児入所施設のみ)

定員総数 6,635名

現員 5,446名

18・19歳の総数 503名(9%)

20歳以上の総数 819名(15%)

障害児入所施設単独を選択予定の施設における18歳以上の総数(平成30年時点の見込み)

18・19歳の総数 294名

20歳以上の総数 260名

○移行支援の状況

H28年度

退所予定:668名

移行先決定者:194名(29%)

移行先が決まっていない者:474名


H29年度

退所予定:862名

移行先決定者:80名(9.2%)

移行先が決まっていない者:746名

移行先が決まっていない児童・者 H28年度474名 H29年度746名 計1220名

- 
- A 移行先と調整中であるがまだ決定していない:342名(28%)
 - B 移行先に待機者がおり、順番待ちの状態である:178名(14.5%)
 - C 地域に資源(成人施設)が少なく、移行先の見通しが無い:256名(20.9%)
 - D 家庭に戻る予定だが、家庭との調整がうまく行っていない:51名(4.1%)
 - E その他(入院中、H29年度はまだ始まっていない等):430名(35.2%)

H30年へ向けての施設形態予定 (2016日本知的障害者福祉協会緊急調査より)

| | |
|------------|--------------|
| 施設数 | 172か所 |
| 定員 | 6,635 |
| 現員 | 5,446 |

成人施設併存型

| | |
|------------|--------------|
| 施設数 | 139か所 |
| 定員 | 4,915 |
| 現員 | 4,232 |

児童単独型

| | |
|------------|-------------|
| 施設数 | 33か所 |
| 定員 | 1,720 |
| 現員 | 1,214 |

年齢超過者の状況

| 18歳未満 | 18・19歳 | 20歳以上 |
|------------|----------|----------|
| 3,112(74%) | 427(10%) | 693(16%) |

30年4月以降の施設形態

| 障害児入所 | 児者併設 | 成人施設 |
|-------|------|------|
| 86か所 | 34か所 | 8か所 |

未定 11か所

年齢超過者の状況

| 18歳未満 | 18・19歳 | 20歳以上 |
|------------|--------|----------|
| 1,012(83%) | 76(6%) | 126(10%) |

30年4月以降の施設形態

| 障害児入所 | 児者併設 | 成人施設 |
|-------|------|------|
| 29か所 | 2か所 | 1か所 |

未定 1か所

平成28年度 福祉型障害児入所施設における年齢超過者の状況
(2016日本知的障害者福祉協会緊急調査より)

| | 都道府県 | 定員・在籍者数について | | | |
|----|------|-------------|-----|----------|--------|
| | | 定員 | 現員 | 内18歳・19歳 | 内20歳以上 |
| 1 | 北海道 | 327 | 288 | 30 | 29 |
| 2 | 青森県 | 200 | 158 | 5 | 35 |
| 3 | 岩手県 | 160 | 143 | 7 | 21 |
| 4 | 宮城県 | 70 | 64 | 8 | 19 |
| 5 | 秋田県 | 70 | 63 | 6 | 37 |
| 6 | 山形県 | 60 | 32 | 2 | 0 |
| 7 | 福島県 | 160 | 137 | 17 | 20 |
| 8 | 茨城県 | 220 | 209 | 23 | 63 |
| 9 | 栃木県 | 130 | 135 | 12 | 61 |
| 10 | 群馬県 | 144 | 132 | 7 | 36 |
| 11 | 埼玉県 | 285 | 203 | 12 | 78 |
| 12 | 千葉県 | 281 | 245 | 23 | 13 |
| 13 | 東京都 | 300 | 272 | 27 | 7 |
| 14 | 神奈川県 | 570 | 442 | 27 | 54 |
| 15 | 山梨県 | | | | |
| 16 | 長野県 | 30 | 25 | 2 | 2 |
| 17 | 静岡県 | 322 | 220 | 16 | 7 |
| 18 | 愛知県 | 319 | 225 | 10 | 31 |
| 19 | 岐阜県 | 90 | 74 | 11 | 6 |
| 20 | 三重県 | 145 | 120 | 21 | 2 |
| 21 | 新潟県 | 131 | 98 | 3 | 41 |
| 22 | 富山県 | 100 | 57 | 4 | 0 |
| 23 | 石川県 | 10 | 3 | 0 | 0 |
| 24 | 福井県 | | | | |

| | 都道府県 | 定員・在籍者数について | | | |
|----|------|-------------|-------|----------|--------|
| | | 定員 | 現員 | 内18歳・19歳 | 内20歳以上 |
| 25 | 滋賀県 | 160 | 101 | 9 | 1 |
| 26 | 京都府 | 50 | 47 | 0 | 25 |
| 27 | 大阪府 | 230 | 214 | 16 | 8 |
| 28 | 兵庫県 | 211 | 190 | 53 | 27 |
| 29 | 奈良県 | 95 | 74 | 2 | 0 |
| 30 | 和歌山県 | | | | |
| 31 | 鳥取県 | 85 | 57 | 3 | 0 |
| 32 | 島根県 | 100 | 88 | 2 | 1 |
| 33 | 岡山県 | 185 | 159 | 53 | 23 |
| 34 | 広島県 | 141 | 118 | 14 | 15 |
| 35 | 山口県 | 50 | 45 | 2 | 29 |
| 36 | 徳島県 | 100 | 91 | 6 | 2 |
| 37 | 香川県 | 56 | 49 | 5 | 0 |
| 38 | 愛媛県 | 100 | 66 | 3 | 48 |
| 39 | 高知県 | 40 | 37 | 3 | 12 |
| 40 | 福岡県 | 300 | 252 | 7 | 7 |
| 41 | 佐賀県 | | | | |
| 42 | 長崎県 | 100 | 95 | 17 | 4 |
| 43 | 熊本県 | 250 | 217 | 6 | 24 |
| 44 | 大分県 | 30 | 26 | 3 | 17 |
| 45 | 宮崎県 | 60 | 51 | 5 | 8 |
| 46 | 鹿児島県 | 78 | 62 | 4 | 0 |
| 47 | 沖縄県 | 90 | 62 | 17 | 6 |
| | 計 | 6,635 | 5,446 | 503 | 819 |

2. 医療型障害児入所施設

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児にたいして、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
- ・主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上
少年 20:1以上
- ・児童指導員 1人以上
- ・保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

■ 主として自閉症児を入所させる施設 323単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 291～355単位)

■ 主として肢体不自由児を入所させる施設 148単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 133～163単位)

■ 主として重症心身児を入所させる施設 880単位(有期有目的の支援を行う場合(入所日数に応じた単位を設定) 792～968単位)

■ 主な加算

心理担当職員配置加算(26単位)

→ 心理担当職員を配置している場合に加算。
※主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。

小規模グループケア加算(240単位)

→ 障害児に対して、小規模なグループによるケアを行った場合に加算。

福祉専門職員配置等加算(4～10単位)

→ ①常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士の資格保有状況に応じて加算、②児童指導員又は保育士等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上。

○ 事業所数 188(国保連平成29年4月実績)

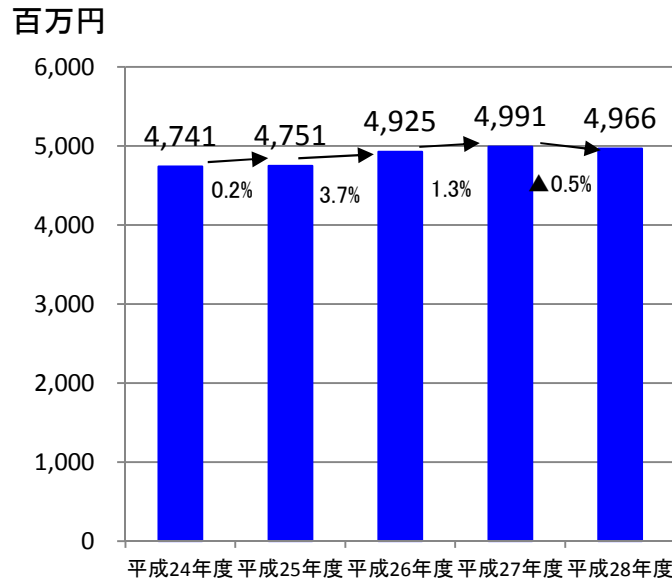
○ 利用者数 1,929(国保連平成29年4月実績)

医療型障害児入所施設の現状

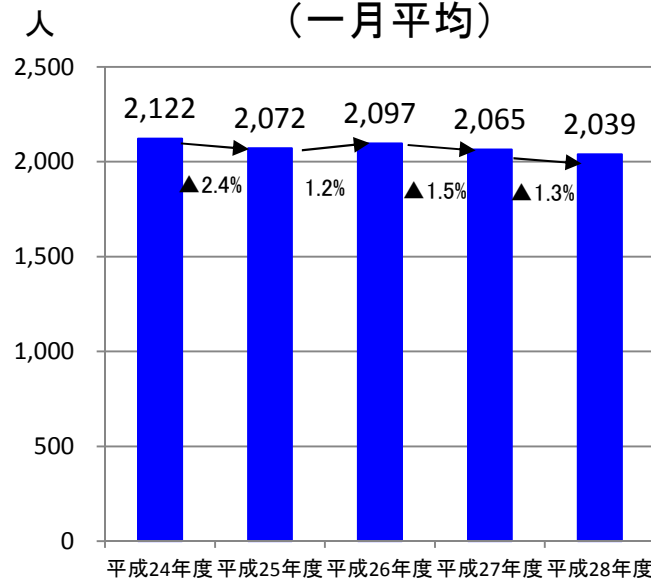
【医療型障害児入所施設の現状】

- 総費用額、利用児童数、請求施設数はほぼ横ばいであり、大きな変動がなく推移している。

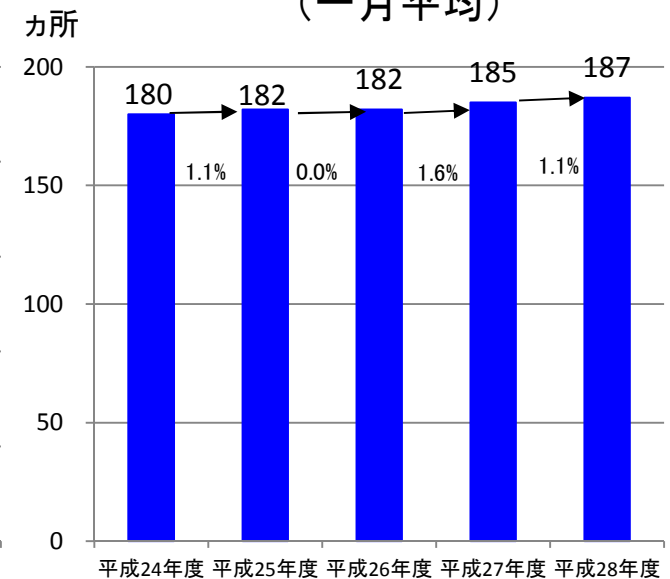
総費用額の推移



利用児童数の推移 (一月平均)



請求事業所数の推移 (一月平均)



関係団体ヒアリングにおける主な意見

| No | 意見等の内容 | 団体名 |
|----|--|-----------------|
| 1 | ○平成24年に医療型障害児入所施設になって入所児の重心化は加速されており、障害児療育の灯を消さないために早急に職員配置による給付費について検討する必要がある。 | 全国肢体不自由児施設運営協議会 |
| 2 | ○医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設)において、肢体不自由児に対する保育士・指導員の役割は重要で、定数を超えて配置しており保育職員加配加算が必要である。 | |
| 3 | ○医療ソーシャルワーカー配置給付費を新たに創設し、心理担当職員充実のため現行の心理担当職員加算を見直す必要がある。 | |
| 4 | ○外泊の際の保育士、指導員の関わりは入所療育と家庭療育の架け橋となり、在宅移行の支援として重要な役割を果たしており地域移行支援機能を充実させるために、入所から在宅への移行支援加算を新たに創設することを求める。 | |

医療型障害児入所施設に係る報酬・基準について

医療型障害児入所施設に係る論点

論点1 保育士等の福祉職員の充実


論点2 医療型障害児入所施設における有期有目的の更なる評価

【論点1】 保育士等の福祉職員の充実

現状・課題

- 主に肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設については、病院として必要とされる従業者のほか、児童指導員及び保育士、心理指導を担当する職員、理学療法士又は作業療法士を配置することとしている。児童指導員及び保育士の配置については、現行の人員配置基準では乳幼児10:1以上、少年20:1以上としている。
- 報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、被虐待児の増加や養育困難な保護者への育児支援など質の高い支援が求められていることから保育職員の加算が必要との意見がある。

論 点

- 医療型障害児入所施設における保育士等の福祉職員の充実についてどう考えるか。
- 
- 人員配置基準以上の手厚い配置をしている場合の加配加算を検討してはどうか。

医療型障害児入所施設の在籍児の状況 (平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査より)

○年齢階層別の在籍児数 (平成27年9月30日現在)

施設・事業所数=157

| | 在籍児数 (人) | | うち、利用契約児童数 (人) | | うち、措置児童数 (人) | |
|---------------|----------|--------|----------------|--------|--------------|--------|
| | 総数 | 構成比% | 総数 | 構成比% | 総数 | 構成比% |
| 0歳 | 9 | 0.3% | 3 | 0.2% | 6 | 0.8% |
| 1歳 | 32 | 1.2% | 20 | 1.0% | 12 | 1.6% |
| 2歳 | 76 | 2.8% | 47 | 2.5% | 29 | 3.8% |
| 3歳 | 93 | 3.5% | 61 | 3.2% | 32 | 4.2% |
| 4歳 | 108 | 4.0% | 75 | 3.9% | 33 | 4.3% |
| 5歳 | 127 | 4.7% | 84 | 4.4% | 43 | 5.6% |
| 小学生 (6~12歳) | 1,007 | 37.6% | 706 | 36.9% | 301 | 39.5% |
| 中学生 (13~15歳) | 605 | 22.6% | 460 | 24.0% | 145 | 19.0% |
| 高校生等 (16~17歳) | 479 | 17.9% | 357 | 18.7% | 122 | 16.0% |
| 18~19歳 | 139 | 5.2% | 100 | 5.2% | 39 | 5.1% |
| 計 | 2,675 | 100.0% | 1,913 | 100.0% | 762 | 100.0% |

○入所理由別の児童数 (平成26年4月~平成27年3月、複数回答)

施設・事業所数=145

| | | 利用契約児童数 (人) | 措置児童数 (人) |
|---------|--------------------------------|-------------|-----------|
| 保護者等の状況 | 親の離婚・死別のため | 105 | 40 |
| | 家庭の経済的理由のため | 52 | 33 |
| | 保護者の疾病・入院・障害等のため | 140 | 69 |
| | 虐待・養育放棄のため | 71 | 374 |
| | きょうだい等家族関係のため | 84 | 9 |
| | 地域でのトラブルのため | 2 | 0 |
| | 学校等の教育の確保のため | 156 | 15 |
| | その他 | 312 | 37 |
| 本人の状況 | 日常生活動作や生活習慣の未自立等による訓練等が必要なため | 1,378 | 121 |
| | 医療行為・医療的ケアが必要なため | 2,224 | 223 |
| | 行動上の問題から家庭での対応が困難でありその改善が必要なため | 76 | 16 |
| | 地域での不適応や反社会的行動に対する改善が必要なため | 6 | 0 |
| | 学校就学や不登校改善のため | 98 | 11 |
| | その他 | 179 | 23 |

【論点2】 医療型障害児入所施設における有期有目的の更なる評価

現状・課題

- 医療型障害児入所施設においては、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練等を目的とした短期間入所を行っており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う必要があることから、平成27年障害福祉サービス等報酬改定において、有期有目的入所の報酬区分を新設し、短期間入所については現行報酬に上乘せして評価をした。
- また、報酬改定検討チームにおける関係団体ヒアリングでは、肢体不自由児を入所させる施設などにおいて有期有目的入所による入所集中訓練治療によって、機能向上が図られているとの意見がある。

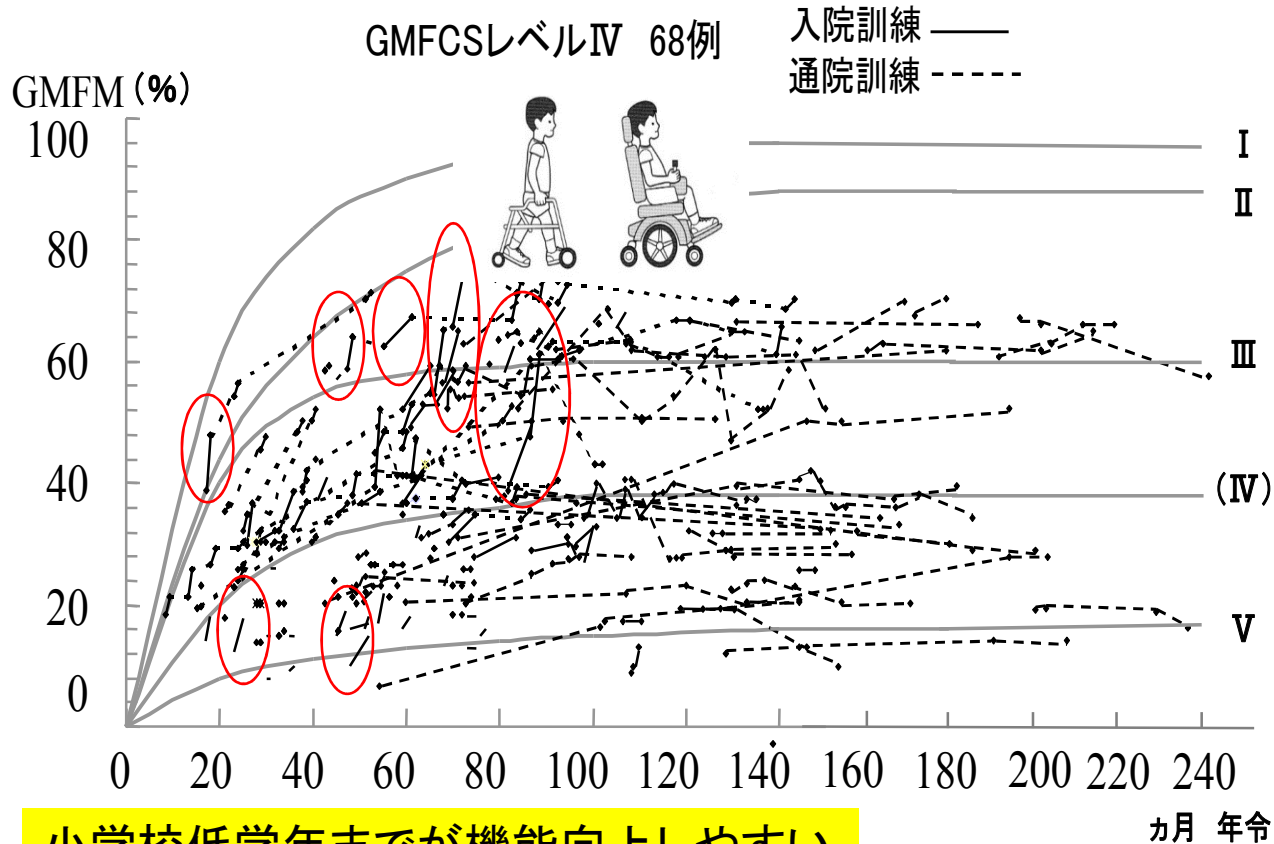
【参考：有期有目的入所の活用状況】

| | | 利用者数 | 事業所数 | |
|--------------------------|----------------|------------------|------|----|
| 医療型障害児入所施設で行う場合 | (1) 自閉症児の場合 | 27 | 2 | |
| | (2) 肢体不自由児の場合 | 324 | 39 | |
| | (3) 重症心身障害児の場合 | 876 | 108 | |
| 医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合 | (1) 自閉症児の場合 | (一)最初の90日まで | 0 | 0 |
| | | (二)91日目以降180日目まで | 0 | 0 |
| | | (三)181日目以降 | 0 | 0 |
| | (2) 肢体不自由児の場合 | (一)最初の90日まで | 163 | 20 |
| | | (二)91日目以降180日目まで | 20 | 9 |
| | | (三)181日目以降 | 18 | 6 |
| | (3) 重症心身障害児の場合 | (一)最初の90日まで | 56 | 13 |
| | | (二)91日目以降180日目まで | 4 | 4 |
| | | (三)181日目以降 | 2 | 2 |

論 点

- 医療型障害児入所施設における有期有目的の更なる評価についてどう考えるか。
- 有期有目的入所による短期集中訓練を更に評価することとしてはどうか。

有期有目的入所集中訓練によるGMFMの経過



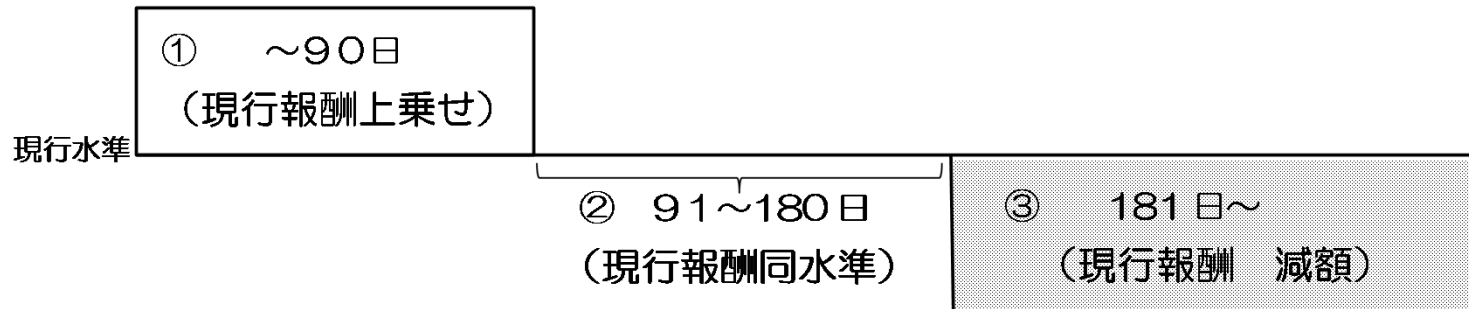
日常で使わない姿勢や機能は維持向上できない例が多い
退所後の環境調整や使えるレベルまで有期有目的入所を繰り返すことが重要

障害児入所支援の充実

○有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

医療型障害児入所施設においては、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練や、自閉症児に対する行動障害の改善・悪化防止を目的とした短期間入所、重症心身障害児に対するNICU退院後の地域生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行っており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う必要があることから、こうした有期有目的入所にかかる基本報酬の区分を新たに設ける。

〔報酬設定イメージ〕




3. 障害児入所施設共通

公認心理師の評価のあり方について

現状・課題

- 障害児入所施設(福祉型・医療型)においては、入所している障害児に対して心理指導を行うため心理指導担当職員を配置した場合に「心理担当職員配置加算」を算定できることとしている。
- 当該加算において、心理指導担当職員は、「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業したものであって、個人及び集団心理療法の技術を有するものであること」としている。
- 他方、公認心理師法の制定により、心理に関する支援を行う国家資格である公認心理師が創設されたところであり、より高度で専門的な相談支援等の実施が期待される。(公認心理師の第1回国家試験は平成30年までに実施予定。)

論 点

- 公認心理師の評価についてどう考えるか。

- 障害児入所施設における心理指導について、国家資格である公認心理師の資格を有する場合の評価を検討してはどうか。

公認心理師法概要

一 目的
公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義
「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ①心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ②心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験
公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務(違反者には罰則)
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限
公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)